



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則		
*17 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	 1
○ 告示		
1302 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課) 5
1303 平成25年度和歌山県家畜商講習会の実施	(畜産課) 5
1304 地域森林計画の案の縦覧	(林業振興課) 9
1305 〃	(〃) 9
1306 都市計画の変更	(都市政策課) 9
1307 〃	(〃) 10
1308 〃	(〃) 10
1309 〃	(〃) 11
1310 〃	(〃) 11
○ 公告		
入札公告	(総務事務集中課) 12

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第17号

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年10月29日

和歌山県教育委員会委員長 山本 哲

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則(平成14年和歌山県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項第3号を次のように改める。

(3) 条例第2条第2項第1号に規定する大学等(以下「大学等」という。)の在学証明書

第6条第2項中「奨学金」を「修学奨励金」に改める。

第7条中「第5条の3第2項第5号及び第6号」を「第5条の3第2項第3号及び第4号、同条第3項第6号及び第7号並びに同条第4項第4号及び第5号」に改める。

第9条に次の1項を加える。

3 教育長は、修学奨励金の貸与の決定の通知を受けた者が前2項に規定する書類を条例第9条第1項又は第2項の規定による返還の開始月の前月末日までに提出しないときは、貸与を受けた修学奨励金の全額について一括返還を請求することができる。

第12条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 教育長は、修学奨励金の貸与の決定の通知を受けた者又は連帯保証人が、正当な理由なく修学奨励金の返還を怠ったときは、前項本文の規定にかかわらず、返還すべき残額の全額について一括返還を請求することができる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の1項を加える。

(平成25年度に貸与決定を受けた者の貸与継続申請)

- 2 平成25年度に貸与決定を受けた者が翌年度以降に貸与継続申請を行う場合において、第2条第1項第1号に規定する生活保護の基準に基づき算定する年額については、生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第174号）による改正前の生活保護法による保護の基準の規定による生活保護の基準に基づき算定する年額とする。

別記第1号様式第1面中「（第1面）」を削り、同様式第2面中「（第2面）」を「（裏面）」に改め、同様式第3面を削る。

別記第1号様式の3第1面中「（第1面）」を削り、同様式第2面中「（第2面）」を「（裏面）」に改め、同様式第3面を削る。

別記第4号様式及び別記第4号様式の2を次のように改める。

別記第4号様式の2(第9条関係)

奨学生番号	氏名
-------	----

進学助成金借用証書
返還誓約書



和歌山県教育委員会教育長 様

年 月 日

借用金額 円也

私は、和歌山県修学奨励金貸与条例及び関係規程に基づき、和歌山県修学奨励金の進学助成金を借用しました。

つきましては、私及び連帯保証人は、関係規程並びに下記事項を遵守し返還計画のとおり滞りなく返還することを誓約します。

- 1 進学助成金を納期限までに返還しなかったときは、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ納付金額に年10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を支払います。
- 2 正当な理由なく進学助成金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受け、又は強制執行の手続をとられても異議ありません。
- 3 正当な理由なく進学助成金の返還を怠った場合には、私及び連帯保証人の住所、資産等について、和歌山県教育委員会が官公庁や金融機関等に調査を行い、当該調査依頼を受けた者に和歌山県教育委員会に対し調査結果を回答されても異議ありません。

本人	フリガナ		生 年 月 日	性 別
	氏 名	印	年 月 日生	
	現住所	〒	Tel ()	-
自署	学校名	立	大学 学部	学科 課程
			短期大学	

私(連帯保証人)は、本人が上記誓約のとおり誠実にその義務を履行するよう指導するとともに、借受債務の返済義務履行について連帯して保証します。

連帯保証人	フリガナ		生 年 月 日	本人との続柄
	氏 名	印	年 月 日生	
	現住所	〒	Tel ()	-
自署				

本人が未成年者(20歳未満)の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がいる場合は、後見人が自署・押印してください。

親権者	氏 名	印	生 年 月 日
	現住所	〒	Tel () -
親権者	氏 名	印	生 年 月 日
	現住所	〒	Tel () -
後見人	氏 名	印	生 年 月 日
	現住所	〒	Tel () -

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1302号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年12月16日まで縦覧に供する。

平成25年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年10月15日

2 名称

特定非営利活動法人和歌浦

3 代表者の氏名

中村和子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市新和歌浦2番2号

5 定款に記載された目的

この法人は、幅広い年代の一般住民に対して、運動及びスポーツの振興や普及を推進する事で、住民の健康維持や社会教育、子どもの健全育成を図ると共に、豊かな自然を生かした地域産業や環境保全、福祉や雇用の充実したまちづくりを推進するため、各関連団体と協力し、社会に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第1303号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成25年度和歌山県家畜商講習会を次の要綱により実施する。

平成25年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

平成25年度和歌山県家畜商講習会実施要綱

1 主旨

この要綱は、家畜商法第4条の2第1項の規定に基づく家畜商講習会の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 実施日時

平成26年1月23日（木）及び同月24日（金）

両日とも午前9時から午後5時まで

3 実施場所

和歌山県自治会館3階304会議室

和歌山県和歌山市茶屋ノ丁2-1

電話番号 073-432-1795

※受講者数により実施場所を変更することがある。

4 受講対象者

家畜の取引の業務に従事しようとする者

5 講習科目及び時間

講 習 科 目	時 間
(1) 家畜の取引に関する法令	4時間
(2) 家畜の品種及び特徴	4時間
(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6時間

ただし、獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者にあつては講習科目（2）と（3）を、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては講習科目（2）と（3）の家畜の悪癖及び機能障害を、本人の希望により免除するものとする。

6 受講手続

(1) 受講申込書の作成及び受講手数料

受講希望者は、家畜商講習会受講申込書（別記第1号様式）に、受講手数料として3,200円相当額の和歌山県収入証紙及び写真（申込前6か月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景のもので縦4cm及び横3cm程度）を貼り、住所等を記入し、押印すること。

なお、受講申込書受付後は、手数料を返還しない。

(2) 受講申込書の提出

農林水産部農業生産局畜産課又は住所地を管轄する振興局地域振興部農業振興課へ直接提出する場合は、平成25年12月13日17時まで提出すること。

また、郵送において提出する場合は、簡易書留にて平成25年12月13日（消印有効）までに農林水産部農業生産局畜産課へ提出すること。

(3) 講習の特例措置

5のただし書に規定する免許を受けている者であつて、講習の特例措置を受けようとするものは、家畜商講習会受講申込書（別記第1号様式）に講習時間の特例措置適用申請書（別記第2号様式）及び獣医師免許証の写し又は家畜人工授精師免許証の写しを添えて提出すること。

7 受講上の注意

(1) 受講者は、講習開始10分前までに受付を済ませ、講習会テキスト（税込3,400円）を購入の上、会場に入場すること。

※講習会テキスト 「最新版 家畜取引の知識」

編集：社団法人日本家畜商協会

発行所：株式会社ぎょうせい

※受講手数料とは別にテキスト代が必要

(2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

(3) 昼食、宿泊等については、受講者各自で準備すること。

8 修了証明書

講習中、各科目ごとに受講者を点検し、講習時間の全部を受講した者に対して修了証明書を交付するものとする。

9 問合せ先

和歌山県農林水産部農業生産局畜産課経営・振興班

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8269

電話番号 073-441-2920

(別記第1号様式)

家畜商講習会受講申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

写真貼付欄

- ・ 縦 4cm 及び横 3cm 程度のもの
- ・ 申込前 6 か月以内に撮影したもの
- ・ 帽子を取って正面から写したもので本人と確認できるもの

住 所

氏 名 印

電話番号

生年月日

家畜商法第 4 条の 2 第 1 項の規定による家畜商講習会を受講したいので申し込みます。

和歌山県収入証紙貼付欄 (3,200 円分)

※消印はしないこと。

(別記第2号様式)

講習時間の特例措置適用申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名 印

家畜商法施行令（昭和 28 年政令第 252 号）第 1 条の 4 第 1 項ただし書の規定により講習の免除を受けたいので、下記により申請します。

記

家畜商法施行規則（昭和 37 年農林省令第 4 号）第 4 条（第 1 号・第 2 号）に該当するため

(添付書類)

- ・ 家畜商法施行規則第 4 条第 1 号該当者は獣医師免許の写し
- ・ 家畜商法施行規則第 4 条第 2 号該当者は家畜人工授精師免許の写し

和歌山県告示第1304号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき地域森林計画を樹立するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成25年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 森林計画区の名称

紀南森林計画区（田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡一円及び東牟婁郡一円）

2 縦覧場所

紀南地域森林計画

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局地域振興部林務課及び東牟婁振興局地域振興部林務課

3 縦覧期間

平成25年10月29日から同年11月22日まで

和歌山県告示第1305号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成25年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 森林計画区の名称

(1) 紀北森林計画区（和歌山市一円、海南市一円、橋本市一円、紀の川市一円、岩出市一円、海草郡一円及び伊都郡一円）

(2) 紀中森林計画区（有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円）

2 縦覧場所

(1) 紀北地域森林計画

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局地域振興部林務課、那賀振興局地域振興部林務課及び伊都振興局地域振興部林務課

(2) 紀中地域森林計画

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局地域振興部林務課及び日高振興局地域振興部林務課

3 縦覧期間

平成25年10月29日から同年11月22日まで

和歌山県告示第1306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画公園（6・5・2号紀三井寺公園）

2 都市計画を変更した土地の区域

追加した部分

和歌山県和歌山市布引字角太

変更した部分

和歌山県和歌山市紀三井寺字樋先畑
字樋先

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第1307号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年10月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路(3・2・6号南港山東線)

2 都市計画を変更した土地の区域

追加した部分

和歌山県和歌山市西 字淀、南沖田
森小手穂字淀、南沖田
寺内 字南沖田
吉礼 字五郎山、中彦地、芝本

変更した部分

和歌山県和歌山市和田字折橋、沖門
朝日字芝添、大坪

削除した部分

和歌山県和歌山市江南 字芦原
馬場 字蓮田、森野
相坂 字西広見、東広見
井戸 字打田、谷山
吉礼 字大石灰、薄葉、藤ノ井、又二、八ッ井、楠溝、菖蒲谷、杉尾、
きさそ池
口須佐 字森山、杉尾、中橋
伊太祁曽字森崎、森ノ前、宮ノ前、高橋、生平
山東中 字西川向、川南、東川向
永山 字白岩口、下ヶ門

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第1308号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年10月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画道路(3・4・105号日方大野中藤白線)
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県海南市馬場町一丁目、山崎三丁目
日方字山崎
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第1309号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年10月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
紀の川都市計画道路(3・5・3号打田線)
紀の川都市計画道路(3・4・4号打田重行線)
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県紀の川市打田 字小門、福垣内、楽池
久留壁字八反田
東大井字正覚、東山、角田、八千堂
南勢田字五明、杉ノ尾
北大井字大東、車池
北勢田字角矢
重行 字東平尾、西平尾、東柳原、西柳原、東中原、石原
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第1310号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年10月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
紀の川都市計画道路(3・5・9号松井石町線)
- 2 都市計画を変更した土地の区域
追加した部分
和歌山県紀の川市深田字竹ノ鼻
変更した部分
和歌山県紀の川市松井字這原
粉河字這原、西鳥居

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年10月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成25年度 調達案件番号20130011913号

(2) 調達案件名

道路保全課 道路維持作業車（路面清掃車（ロードスィーパー））

(3) 調達物品の名称及び数量

道路維持作業車（路面清掃車（ロードスィーパー）） 1台

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

平成26年3月20日（木）

(6) 納入場所

伊都振興局建設部 総務調整課

（橋本市市脇4丁目5の8）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「自動車」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成25年10月29日（火）から同年11月12日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室(本館2階)

イ 入札日時

平成25年11月19日(火) 午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成25年11月18日(月) 午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。)及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成25年11月18日(月) 午前9時から同月19日(火) 午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合(当該入札者が電子入札を行った場合を除く。)には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものと

する。

- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Road sweeper : 1

- (2) Time limit for tender : 10:00 a.m. 19 November 2013

- (3) Contact point for the notice : Business Center Division,

Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubaradori, Wakayama City,
Japan 640-8585

TEL 073-441-2294